玄海原発避難計画と再稼働に関する知事への質問・要請　関連資料

2015 年 5 月 22 日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

■原子力災害対策指針改定資料

※指針の改定原案　新旧対照表　http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf

【1】30キロ圏外のプルーム対策（PPA）を削除

◆改定により削除されたPPAの記載　３点

第2　原子力災害事前対策
(3)②原子力災害対策重点区域の範囲　（指針改定原案3頁）
(ハ)プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）の検討
UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。
プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。
以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

第3　緊急事態対応策
(5)防護措置　③安定ヨウ素剤の予防服用　（指針改定原案12頁）
なお、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

第6　今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題
（指針改定原案12頁）
②　緊急時モニタリングの在り方
・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

◆新たに追加されたもの

第3　緊急事態応急対策　(2)緊急事態の把握及び緊急事態応急対策　（指針改定原案6頁）
http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf
・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。

（注：「予防的防護措置を実施した範囲」とは 30 km圏内のこと）
「著しく異常な水準」と一般的に記述し、屋内退避を指示する基準等は全く示されていません

【2】20μSv/h を計測しても、1日がまんして「1週間以内に一時移転」を判断

◆新旧対照表39頁の注※2で追加された

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

（下線は引用者）

つまり――

ＯＩＬ１	500μSv/h 以上で即時避難	平常時の約１万倍の空間線量率
ＯＩＬ２	20μSv/h 以上で１週間内に一時移転 ↓ 改定原案では、翌日に再度基準値を超えて初めて、１週間以内に一時移転を判断	平常時の約 400 倍の空間線量率 （平常時を約 0.05μSv/h と想定）

（美浜の会資料より）

【3】SPEEDIは「全く機能しなかった」ので使わない！？

◆削除されたSPEEDIの記載例

第3　緊急事態対応策 （2）異常事態の把握及び緊急事態応急対策（指針改定原案6～7頁） なお、国は、例えば緊急時モニタリングによって得られた空間放射線量率等の値に基づくSPEEDIのような大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。また、原子力事故の拡大を抑えるために講じられる措置のうち、周辺環境に影響を与えるような大気中への放射性物質の放出を伴うものを実施する際には、気象予測や大気中拡散予測の結果を住民等の避難の参考情報とする。

■スクリーニングマニュアル資料

◆原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル

原子力規制庁　原子力災害対策・核物質防護課

（平成27年3月31日作成）

http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/kinkyu_hibakuiryo/00000003.html

第1章　避難退域時検査及び簡易除染の概要 1.2　　対象となる住民 検査は、OILに基づく防護措置としての避難等の指示を受けた住民 ※2 を対象としています。 ※2　「避難等の指示を受けた住民」：避難等の指示があった後に、この指示の対象となる区域から避難等をする住民（労働者や旅行者等の一時滞在者も含みます。）をいいます。検査及び簡易除染の実施に当たり、この区域から避難等をする住民とその他の住民を区別することが困難な場合には、これらの住民は全て避難等の指示を受けた住民とみなします。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含みません。

（下線は引用者）